

平成28年第1回臨時会会議録（第1号）

平成28年7月14日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	狩野俊之君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	ONSENツーリズム部参事	松永徹君
ONSENツーリズム部参事	永井正之君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	総務課長	月輪利生君
政策推進課長	本田明彦君	建築指導課長	渡辺誠司君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主査	安藤尚子	主査	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博
主事	橋本寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第1号）

平成28年7月14日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第71号 平成28年度別府市一般会計補正予算（第5号）上程、議案質疑、委員会付託、委員長報告、討論、表決
- 第4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第4（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） 平成 28 年第 1 回別府市議会臨時会は、成立をいたしました。

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 1 号により行います。

日程第 1 により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員に、5 番・森大輔君、17 番・平野文活君、19 番・野口哲男君、以上 3 名の方々にお願いをいたします。

次に、日程第 2 により、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付しております会期日程のとおり、本日 1 日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日 1 日と決定をいたしました。

次に、日程第 3 により、議第 71 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 平成 28 年第 1 回市議会臨時会の緊急な招集に対し、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

今回編成した予算は、市民の住宅の復旧と生活を支援し、一日も早い復旧・復興を目指す「泉都復興」予算であります。

熊本地震から 3 カ月が過ぎようとしています。発災直後から、インフラの早期復旧や深刻な打撃を受けた観光関連産業の影響を緩和する風評被害対策など、「できることは全てやる」方針のもと、議会の御協力もいただき、数次の補正予算を編成し、速やかに対応してまいりました。しかし、市民生活の現状を見ると、ブルーシートで覆われた家屋や崩壊した塀など地震の傷跡はいまだ癒えることなく、泉都復興はようやく緒についたところです。

本市の復興は観光の復活であります。市民生活が日常を取り戻し、安心して暮らせる地域の活力が戻ってこそ、観光の復活、さらには別府の復興が実現できるものであります。百年に一度と言われているこの非常事態に対しましては、別府の将来を考え、それぞれができることを最大限行っていかなければなりません。

地域に活力を与え、観光客を呼び戻し、「泉都復興」に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました議第 71 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 5 号）について、御説明いたします。

今回の補正額は 4 億円であり、補正後の予算額は 487 億 1,690 万円となります。

まず民生費では、「災害救助に要する経費」として、災害により住宅が損壊し、被害を受けた世帯を支援する災害被災者住宅再建支援金及び災害見舞金を計上しています。

6 月補正予算に所要額を計上しましたが、申請者の増加により、予算額を超えることが見込まれるため、追加の予算を計上するものです。

次に土木費では「べっふ復興建設券発行に要する経費」として、地震により家屋や塀などが損壊した被災者の復旧を支援するため、25 パーセントのプレミアム付き建設券を発行する経費を計上しています。

また、今後の震災復興及び不測の災害等に対して迅速に対応するため、復興・危機対応の予備費を計上しています。

以上で、議案の説明を終わります。

慎重な御審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

○24番（河野数則君） それでは、べっふ復興建設券について質問をいたします。

まず最初に、どういう手だてをされて、なぜ今の時期か、御説明をください。

○建設部長（狩野俊之君） お答えいたします。

震災発災後に、まずは道路の復旧、観光の支援を早急に行い、別府市では、被災者住宅再建支援金や義援金、災害見舞金の実施を行ってまいりましたが、建築指導課での相談件数や課税課における罹災証明等の相談数、また昨今の長雨の状況を鑑みて、まだまだ被害の復興に至っていないという認識のもと、市民生活の速やかな回復を促すことを考え、また、これまでカバーできなかった擁壁やコンクリートブロック塀等も建設券の対象とすることにより、さらなる復興支援の事業を創出することにより、今回の時期となりました。

○24番（河野数則君） この建設券発行について、私は反対をするものではありません。ただ申し上げたいことは、この建設券の発行については、いろいろやっぱり議論があったのではないかなというふうに私は考えていますけれども、なぜ今、3カ月たった今なのか、まだ疑問が消えません。別府市民の安心・安全な生活をやっぱりサポートすることが、行政の役目であって、全員協議会の席でも、市長は出席しなかったですが、飲食券の予算が上がりました。そのときにも申し上げましたが、「飲食券よりも、ブルーシートをかぶった屋根がたくさんある、塀がたくさん崩れている、高齢者が雨漏りの家に住んでいる、この救済が先ではないのですか」。申し上げましたが、何の返答もない。この飲食券を先にすることが、別府観光の復活につながる、阿南副市長の言い分は、国から旅行券の発売をする、それに合わせて別府もこの飲食券を発売するのですと。

よく聞いてください。崩れた家の中で、また地震が来たら家が倒壊するのではないか、業者が足りない、手当てもできていないような家屋に住まれた方がたくさんいました。その方が、どうしてその飲食券を買えるのですか。これは、やり方が反対です、手当てが反対。そう思いませんか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議員言われるとおり、私も先ほどの提案理由で申し上げましたけれども、市民生活がまず何より大事であります。しかしながら、何もやっていないということではなくて、当然ながら復興券は、今回はなぜ今の時期かというふうに言われましたけれども、その前にはインフラ、公共施設に対しての第1次専決を議会の協力もあってさせていただきました。第2次では観光もさせていただきました。国・県に協力をいただいて、復興割も今順調に進んでおります。そういう中で打撃を受けている産業に特化して、ピンポイントでそれを修復していこうということで「飲んで食うぼん券」を発行させていただいた。義援金を使って、それに対してしっかりと市民の皆さん方に手厚くは、これはできません。しっかりと手厚くしたいという気持ちはありながらも、義援金が届いたその段階でしっかりと市民の皆さん方にその義援金を配分するということも当然やってきましたし、これからもする予定でございます。しかしながら、この件数を見て、今この時点で5,000件を罹災証明の発行も超えそうだという状況の中で、今のこの判断というのは、私は決して、今までの手だてをしっかりとやった上でやることでありますから、遅くはないというふうに判断をしておりますし、何よりこれは4月16日発災当時まで遡及をして、今修理をした方々にも遡及

をして使っていただけるということもやっているわけでありますから、何とぞ御理解をいただきたいというふうにお願い申し上げたいと思います。

- 24 番（河野数則・君） 市長、あなたの言い分はよくわかるのです。ただ、今私が質問したことに、あなたはもう頭から反論ですよ。反論ですよ。あなたの言い方は間違っておる、私のほうが正しいのだというような言い方です。それではだめです。

なぜ言うかという、当初行政側の判断は、固定資産税がかかったものについてしか罹災証明を出せませんよ、保険の対象にもなりませんという判断をしたではないですか。壁とかガレージはだめなのですよという判断があったのです。ですから、現実に別府市民の方でもそういう判断が頭の中に入って、塀とかガレージなんかは罹災証明を取らなくて全部復旧した人がたくさんいるのです。そして、今になってこの復興券を出すから、壁もいいですよ、塀もいいですよ、ガレージもいいですよ。これは後づけですよ。ですから、最初からちゃんと塀も結構ですよ、ガレージも結構ですよという見解を出さなければいかぬかった。それを全く出してなかった。

そして私は、市長、思い出してください、やり方は違うかわかりませんが、4月26日に会派代表者会議がありました。そして、そのときにうちの山本会派長が、もう職業が職業ですから、大変忙しくて手が離せない。新風べっふの代表で出てくれませんかということで、私は議長におことわりをして新風べっふの代表で出させていただきました。そのときに一番先に、「何よりも先にこの住宅の困った市民のために手当てをすることが、市長、先ですよ、何らかの手だてをしてください」、お願いをしました。しかし、3日、4日後ですかね、市長に会う機会がありましたが、「難しい、それは考えたけれども、難しい。見舞金で終わるかもわかりません」という見解をいただいたので、私は、行政はそういう判断なのかなと思っていました。

そのときにね、市長、何か方法を変えてやっておけば、もうちょっと早く市民の安心・安全が救えたのですよ。今、あなたはおっしゃいましたが、済んだ方、済んだ人にも手当をするんだと。私ね、こんな震災があった、さかのぼってやった行政を調査してみました。工事が済んだあとに行政がプレミアム分だけを還元する、こんなことはやっていません。やった行政はないのです、これは別府市が初めてかどうかわかりませんがね。これ、市長、非常に難しいと思いますよ。済んでいるものを現金で補助金だけ支払いするわけですよ。それも、今ほとんど大きな工事の済んでいるのは、ほとんど県外業者に頼んだ人ばかりです。私の知っている人なんかは石垣の人ですけども、瓦がぱっと落ちてしまった。あちこちの瓦の会社に相談したけれども、いやいや、もうしばらくはだめですよ。その人、臼杵に連絡をとって、臼杵から瓦屋さんを呼んで、全部瓦をふきかえた。三ヶ尻議員も知っていますけれども、うちのすぐ角に、貸し間をしておった大きな家があります。それも角が全部落ちた。別府の業者を当たったけれども、全くできない。庄内から業者を呼んで、今きれいになっています。ですから、そういう状況の中で市内業者の手がつかずに市外業者、県外業者がどんどん来て、工事は終わってしまっているのですよ。その終わった業者に二度手間、三度手間をとらせることになる。それも、住んでいる人が全部高齢者ですよ。そこら辺もやっぱりちゃんと考えるべき。

副市長、あなたはその現場におられたのですから、何か答弁してください。

それから、全員協議会するときにも私は申し上げたではないですか、ブルーシートがこれだけたくさんかかっているのに、なぜこの救済をしなくて、先にどうして飲食店ですかと。あなたの答弁は、国の旅行券と連動してやるから、そのときに、いいですか、この建設券の「け」の字も出なかった。恐らくそれまでに何もなかったのだと思いますよ。あるいは何か思いつきでやったのかどうかわかりません。

では、建築指導課に聞きますが、今どれぐらいの被害があつて、どれぐらいの数がどれ

だけの被害を受けているのか。それから、被害を受けた住宅が、どれくらい復旧ができて
いるのか。あと残りがどれくらいあって、いつごろまでかかる見通しですか。それをお答
えください。

○建設部長（狩野俊之君） お答えいたします。

住宅の被害状況といたしましては、全壊が、追加補正後の件数でございますけれども9
軒、半壊が100軒というふうになっております。そして、いわゆる一般的な損壊状況とし
まして、一部損壊という考え方になりますが、1,785軒というふうになっております。

被害状況につきましては、今のところちょっとまだ把握しておりません。

○24番（河野数則．君） なぜ今聞いたかという、把握ができないと予算が組めないでは
ないですか。行政は、見込みで予算を組むのですか。何戸くらいまだ復旧が残っている、
それから、今何戸くらいが済んでということで復興券がどれだけ売れるという見通しがな
くて、なぜこの復興券の予算が組めるのですか。民間ではないのですよ。ですから私が言
うように、思いつきなのですかと言われてもしょうがないではないですか。そうでしょう。
もうちょっとやっぱり市民が安心をするようなちゃんとした答弁が必要。

私も職員の皆さんにいろいろ聞きました、これが出た後。どなたもなかなかわからない。
わからぬのですよ。なぜ今復興券が出たのか、それもよくわかっていない。ただ担当課に
回ってきたから、自分のところは一生懸命やります、その程度のことですよ。

市長、今、あなたは3カ月たった後でも、これは正当だというような答弁しましたけれ
ども、私は正当と思っていませんよ。田舎のほうに行くと、亀川の高齢者はこうってい
ます。私もきのう、ある会合があって帰りに、別れ際に随分話をしましたけれども、この
復興券のことを新聞で見た人がおった。そして市長、こう言いました。「何かい、わし方
の家は、土台がちょっと下がって、自分たちで万力で上げて、石を敷いて、大方真っすぐ
にしたのだ。やっと家が真っすぐになって安心した。そのことは何もしてくれぬで、飲ん
だり食うたりが先か」、こう言われた。中身が、市民には全部わかっていないのですよ。
飲食店が、別府のいろんな業者の方の活性化につながる。それは当然私もわかっています。
しかし、一般市民はわかっていませんよ。なぜかという、自分の生きている今、その住
居が一番大事なのです。自分の住んでいる家が、そんな形になって、飲食券を買いに行け
ますか。行けませんよ。ただ、今私が言っているのは、何回も言いますけれども、順序が
違うのではないですか。

それと企画部長、あなたは法律に詳しいので、時限立法をちょっと説明してください。

○企画部長（工藤将之君） お答えいたします。

どういう御質問の趣旨か、ちょっとわかりませんが、時限立法というのは、ある
特定の時期的な限定を切って法律ができるというもの、例えば地方税法の改正なんかで附
則に一個一個、その都度その都度減税措置とかそういうものを、附則を細かく決めたのが、
立法形式としての時限立法です。

○24番（河野数則．君） 市長、実はこういう震災に遭った、復興をやった年に、時限立法
は今言った、期限を決めて行政が貸し出しをする。今度の復興券は大変いいことですよ。
しかし、これは原資が要ります。例えば100万円かかれば80万円要るわけですよ。では、
原資のない人は何もできないということになります。ですから、これをただであげるわけ
にはいきませんから、例えば高齢者の方が、子どもさんが保証人になる、親戚の身内の人が
保証人になる、他人でもちゃんと納税をして、別府でちゃんと生活した方が保証人をつけ
るということで、例えば100万円なら3年、200万円なら5年、300万円なら10年、そう
いうような形の中で、別府市は基金があるわけですから、これを全部使うわけではありま
せんから、基金を保証協会あたりに預託をして、銀行に窓口を開いて、そういう人々に融
資をするという、これはできませんかと私がお願いしたのです。そうすると、ほとんどの

皆さん方が、お金を持っていない人も家が改修できる。これ、復興券をやっても、買えない人が随分出てきます。きょうも私に電話がかかってきました、金がないから買えぬ。ありがたい話です、25%もただでもらえるのはありがたい。しかし、残りのお金がない。そこら辺の今、できる話を企画部長がしましたから、そこら辺の考えはありませんか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

まず、私が全て否定的な立場で言葉を制しているようなイメージがあるということでございますので、その点については謝罪をしたいと思います。そのようなつもりはございません。しっかり、真摯に耳を傾けたいというふうに思っております。

また、先ほどの融資の件に関しましては、議員からも確かに御指摘をいただきました。しかしながら、国も今回の震災に関しましては、さまざまな融資制度を組み立てていただいております。そちらのほうが事務的にも条件的にも非常に有利であるというようなことで、私どもとしては、いろいろな方策をとっておりますので、その分野に関してはそちらと連携をして、しっかりと告知・広報していこうということで、今この場に臨んでいるというような状況でございますので、何とぞ御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

また、その点につきましては、他の自治体の状況なども鑑みて研究は続けていきたいというふうに思います。

○24番（河野数則君） はい、わかりました。もうこの件については、私どもの山本委員長の委員会に付託をされるようであります。中身については、何回も言いますが、反対はしませんので、委員会で十分議論をしていただいて、いい結果をいただければありがたいと思います。これで終わります。

○9番（穴井宏二君） それでは、私のほうも、このべっぷ復興建設券につきまして、若干の質問をさせてもらいたいと思っておりますのでございます。

このべっぷ復興建設券につきましては、さまざまな御意見がございます。私も、さきの5月の全員協議会の中で、若干遅いかなと思ながらも意見を述べさせていただきました。今回、こういう形で復興建設券、市民のための事業が行われるということにつきましては、私も全面的に賛成をしたい、このように思っているところでございます。

その中で、おとといの夕方のニュースに流れたようでございますけれども、早速問い合わせが、何本か電話が入りました。また、建築指導課のほうにも数十本の電話が、きのうは入ったそうでございますけれども、非常に市民の方の関心が高い事業である、このように思っているところでございます。

それで、最初に建設券の購入の流れですね、それについてお聞きしようかと思ったのですが、若干これを説明していただきますと長くなりますし、また委員会もあるようでございますので、ここはちょっと割愛をしたいと思っているところでございます。この流れの周知については、しっかりとやってもらいたいなと思うところでございます。

それで、既に工事が終わっている方、市民の方についても補助が行われるということでございますけれども、その場合の具体的な流れ、これはどうなるのか。これをちょっと説明してもらいたいと思います。

○建築指導課長（渡辺誠司君） お答えいたします。

今回のべっぷ復興建設券発行事業は、既に工事が完了し、支払いが終わった方も対象としております。そのことにつきまして、説明させていただきます。

最初に、被災者の方が、プレミアム払い戻し申込書に添付書類となる罹災証明の写し、工事後の写真、領収書の写し、施工業者による工事証明書及び工事見積書の写しを添えて、直接別府市総合振興センターのほうに申し込みを行います。次に、書類の確認ができましたら、べっぷ復興建設券実行委員会より、プレミアム相当額を被害者の方に直接振り込むようなシステムとなっております。

以上が、手続でございます。

○9番(穴井宏二君) それでは、さきのBEPPUわくわく建設券、二、三年前行われましたけれども、これの利用期間は約1年間でございます。そのときは経済対策であったわけですが、今回の申し込みの期限とかその利用期間、これはどうなっていますか。

○建築指導課長(渡辺誠司君) お答えいたします。

べっぶ復興建設券の申し込み期間は、平成28年8月上旬から平成29年1月31日となっております。また、利用期間といたしましては、平成28年8月上旬から平成29年2月28日となっております。

○9番(穴井宏二君) 平成29年2月28日ということは、来年ですよ。だから非常に、ちょっと短いと思うのです。ですから、ちょっとこれについてはもう一遍お聞きしたいのですけれども、施工業者の中には非常に仕事がたまっていて、とても復興はここでは終わらない、2年、3年たまっているという方もいらっしゃると思います。ですから、この来年の平成29年2月28日というのを延ばす可能性はあるのかどうか、そこについてちょっと答弁してください。

○建築指導課長(渡辺誠司君) お答えいたします。

原則として平成29年2月28日としておりますけれども、繰り越し等の工事を行うことにより、来年度まで延ばすことは可能と考えております。

○9番(穴井宏二君) よろしくお願ひします。

それから、この復興建設券の購入につきましては、罹災証明が前提となっているということでございます。ですから、この罹災証明を絶対取らないといけないということでございますが、この必要な理由というか、それについて説明してもらえますか。

○建築指導課長(渡辺誠司君) お答えいたします。

本事業は、今回の地震により損壊した家屋の復旧を支援し、市民生活の速やかな回復を目的としております。この趣旨により、被災されたことが公的に確認できる書類といたしまして、罹災証明の提出を基本としております。

○9番(穴井宏二君) どうしても必要だということですが、別府市は非常に高齢者のひとり住まいの方が多くて、バスに乗るのもやっとなのである、タクシーに乗っていったらお金もかかる、そういうふうな方も多数いらっしゃると思います。

ちょっと規模は違うかもしれませんが、由布市においては、罹災証明を取るときに役所のほうから出向いて行って調査して、罹災証明の取り方とか、そういうふうな手を援助した、手助けをしたということもあるようでございますけれども、そういうふうな、こちらから出向いて行く、そういうふうな流れというか、そういうふうなことを考えたかどうかと思いますが、ちょっとそれについてひとつ答弁してもらいたいということと、建設券の購入限度額の流れについても説明を、2つお願いしたいと思ひます。

○建築指導課長(渡辺誠司君) お答えいたします。

基本として、本人のほうに罹災証明のほうを取っていただくこととなりますけれども、どうしてもそのような状況ができない場合においては、個別に相談をいたしたいと考えております。

また、購入限度額でございますけれども、全壊の場合、1世帯につき最高で額面金額が500万円、その場合のプレミアムは100万円となっております。また、大規模半壊、半壊につきましては、1世帯につき最高で額面金額は250万円、その場合はプレミアムは50万円となっております。また、一部損壊、耐震改修、その他につきましては、1世帯につきまして最高で額面金額100万円、プレミアムとしては20万円となっております。

○9番(穴井宏二君) それと、これから罹災証明を取る方も多数いらっしゃると思います。その中には平日になかなか来れない方もいらっしゃるかと思いますので、土曜・日曜、も

しくは夜間の対応、これをやってもらいたいということが1点と、それから、かなり電話が入ってくると思います。このままでは代表電話に入ってくると思いますので、かなり混雑するのではないかなと私は思っております。ですから、プロジェクトチームをつくって、そこに専用電話番号を引いて対応する、そういうふうな専門的な対応をするプロジェクトチームをつくったらどうかなと思ったりするのですね。私も経験上から、民間会社にいるときに大体十四、五人のチームで1日1,500から2,000本の電話を受けたことがございますけれども、それでも1カ月ほどすれば大体落ちついてくるのですね。ですから、そこまで電話は入らないと思うのですけれども、そういうふうなプロジェクトチームですね、土日・夜間の対応、これについてどう思っているのか、見解をお願いしたいと思います。

○建設部長（狩野俊之君） お答えいたします。

受け付けに関しましては、その罹災証明ということであれば、関係課のほうとまた協議が必要になってくるかと思いますが、建設券であれば、また被災者の立場に立って総合振興センターと運用に関しては協議を進めてまいりたいと思っております。

また、プロジェクトチームにつきましても、当面は指導課のほうで対応を振興センターと一緒にしていくような形になろうかと思っておりますので、そのように考えております。

○9番（穴井宏二君） はい、わかりました。

あと、ちょっと申し忘れましたけれども、市外業者の方も建設券の対象になるということでございますので、先ほどもありましたけれども、市外の業者の方も結構入ってきておりますので、そこら辺の周知をしっかりとやってもらいたい、また、市民の方への周知もしっかりとやってもらいたいと思っております。

○17番（平野文活君） それでは、質問させていただきます。

1番に上げている災害救助に要する経費の追加については、説明で理解をいたしましたので、建設券に限って質問をさせていただきます。

4月の震災以降、第1次、第2次の専決処分がありました。今言われたように、公共施設の復旧、あるいは第2次ではクーポン券などの支援が出されました。その際、私もいろんな会合の場で市民向けの、市民の住宅や石垣の被害に対する支援はないのかということを確認させていただきました。若干の違和感を覚えたことがあります。

そういう経過がありましたが、6月の議会では住宅の再建支援金ですかね、全壊で最大300万円、半壊の場合は最大130万円支援金が出る。あるいは半壊以上の住宅を建て直すという人で解体をする場合、その解体費用まで公費で持っていただく。半壊以上として70棟ぐらいありますが、1億2,000万円余りの予算が組まれましたですね。平均しても160万円ぐらいを想定して公費で解体してする、こういう予算が提案をされました。

そういう経過を見て、住宅の被害に対する支援というのは、かなり充実してきたな、おくれればながらというふうに私も思いましたけれども、現時点からすればかなり充実してきたなというふうに考えております。さらにその上にこの建設券、こういうことになりますから、さらなる支援ということになるわけで、非常にありがたい措置だなというふうには思います。

しかも、7月5日に代表者会議があつて、この臨時議会の予算案についての説明を受けました。その際、この建設券は市内業者に限る、こういう限定がついていましたので、それではちょっとこの復興という点での趣旨に合わないのではないかという意見を述べさせていただきました。この限定を外してほしいという要望をいたしました。きょう出されているものを見れば、この限定は外された、市外業者でも可能だ、こういうことに対応していただいたということで、その点は機敏な対応をしていただいたということで、評価をさせていただきますというふうに思います。

その上に立って、もう一步踏み込んだ支援ができないかという提案であります。つまり、一言で言ったら、住宅に対する支援はかなり充実してきた。しかし、住宅外の石垣などについての支援が余りにも弱過ぎるのではないかと、簡単に言ったらそういうことなのですね。

この地震が起こった際に、私どもは県に対しても、あるいは市への申し入れの際にも、災害救助法の適用をしたらどうかというふうなことを言いましたが、見たところ、全壊もない、半壊もない、倒壊した建物はないし、その条件には当てはまらないのではないかとということで、この災害救助法の適用は県も見送った、あるいは市もそれを要請するというこゝもしなかったという経過があるのですが、確かに見たところ住宅の被害というのは、倒壊した建物というのはありませんでした。しかし、一見してこんなひどい被害があるのかと思ったのは石垣です。本当にこんな被害があったのかというふうなことを、私も現場を見て思いました。

したがって、住宅並みの、住宅に対する支援に匹敵するような石垣被害に対する支援をもっと充実してほしいというのが、今回の質問の趣旨であります。例えば、住宅の支援がどこまで充実してきたかといいますと、半壊以上の住宅を解体して、そして建て直すというふうに想定した場合、その解体費用1戸当たり平均でいうと150万円から160万円という予算が組まれておるわけですよ。ですから、これを解体しますというふうに手を挙げれば、それだけの支援が受けられるのです。そうした上に住宅再建支援金というのがありますね、6月の議会で予算化された。これ、半壊の住宅の場合、最大で130万円まで出ます。数字が間違っておったら、関係課長さん訂正してくださいね。これだけで280万円、あるいは300万円近い支援があるのです。その上に今回の建設券で、先ほどちょっと説明があったように、半壊の場合250万円まで建設券が買えるということで、プレミアムはこの場合50万円だという提起がありましたから、さらに50万円の上乗せの支援が受けられるわけです。

さらにまた言いますと、災害見舞金あるいは義援金、現時点ではそれだけで8万円の支援が上乗せされますね。ちょっと聞いた話では、県からの義援金はさらに上乗せされる可能性もある、こういうお話もありましたので、さらにそういう意味での支援は、住宅被害についての支援はより厚くなるわけですね。

ところが、石垣の倒壊の支援については、300万円かかろうと400万円かかろうと、今回の建設券で利用できる限度額、限度額といいますが、100万円ですから、プレミアムとしては20万円ですね。300万円かかろうと400万円かかろうと、20万円しかないのですよ、公的支援は。災害見舞金も義援金も対象外です、石垣は。そういう状況の中でやっぱり石垣についても、住宅の場合は全壊、半壊、一部損壊という3つのランクに分けて支援が決まっています。石垣などの被害についても3つぐらいのランクに分けて、大きく費用がかかったところには、やっぱりそれなりの支援をする、そういう見直しを今回のこの建設券についてもやるべきではないかな、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○建築指導課長（渡辺誠司君） お答えいたします。

平野議員御指摘のとおり、擁壁のみの損壊であった場合、公的に確認できる罹災証明における被害の程度は、記載されないこととなっております。その場合、非住家扱いとなるため、上限はどうしても100万円となってしまいます。しかし、擁壁の損壊に伴う土地の不同沈下により、平均値なのですけれども、住宅に100分の1以上の傾きが生じた場合は、罹災証明上は半壊扱いとなり、購入限度額は250万円となるケースもございます。

今回のべっふ復興建設券発行事業は、既存の住宅再建支援金や見舞金ではカバーできなかった擁壁なども事業の対象としており、被災された方により広く行き渡る制度として、市民生活の速やかな回復を促すことを目的としております。

○17番（平野文活君）では、見直しはできないということでしょうか。

○建築指導課長（渡辺誠司君）今のところ、もともになるのが罹災証明ということでありまして、その罹災証明の中におきましては、その被害の程度が記載されないので、この場合、どうしてもその他扱いになってしまうということになりますので、今回の予定どおり100万円が上限となります。

○17番（平野文活君）「できない」ということでいいのですか。市長、部長、どうですか。

○建設部長（狩野俊之君）お答えいたします。

先ほどから技術的な件で指導課長のほうが説明したと思いますが、今回はあくまでもそういう形の中で罹災証明ということで手続をとらせていただきたいと考えておりますので、今のところ、その予定はございません。

○17番（平野文活君）そういうことでいいのでしょうかね。そんなに件数は多くない、何百万円もかかったような人たちというのは。だから、軽い、数十万円の費用で石垣の修復ができるというところについては、この100万円の限度額で20万円の支援をしてもらう。ありがたいなというふうには思うと思いますね。しかし、300万円、400万円かかったようなところでは、なぜ20万円しかないのというふうに思いませんか。しかも、私も何件か相談を受けましたが、そういう石垣が崩壊したところは、その下の段の人たちに大変迷惑をかけて、自分の責任ではないのだけれども、崩落をして車庫ごと自動車を潰してしまった、200万円か、それ以上の弁償金を請求されたと思いますよ。また、ほかにも車を直撃して弁償金を払わされたという人もおります。つまり、自分で石垣を修理するだけではない、そういう費用まで今度の災害で被害をこうむったわけですよ。

ですから、住宅に対する支援が当初なかった、それがだんだん充実してきた、しかも非常に努力を評価したいと思うのですけれども、別府の今回の災害の1つの特徴である石垣の崩壊、別府は坂ですから、特に山の手のところは石垣の崩壊というのが、今回の別府の災害の1つの特徴だと思うのです。そして、修復するには何百万円もかかるような大きな崩壊のものについて、やっぱり住宅と同じように支援する、これは考え方として無理なことではない。余りにも格差があり過ぎるのです。住宅については、300数十万円から400万円近い支援が受けられるのに、石垣については20万円しか受けられない。この格差は余りにも、これを放置するとやっぱり不公平ということになると思います。

いかがですかね、市長。この見直しはできるのではないかと私は思うのですよ。現在、完全に要綱が、内部ではできているのだらうと思いますが、最終的には聞くところによると、その実行委員会をつくって、その実行委員会で最終決定するのでしょうか。提案はもちろん別府市が事務局として提案してもらうわけですから、その実行委員会の最終決定まで要綱のその部分を若干見直しをする、石垣の崩壊の大金がかかったような人たちにはもうちょっと、20万円ではない、もうちょっと手厚い住宅並みの支援をする。そのためには住宅と同じように3つぐらいのランクに分けてこの限度額を設定したらどうかと思うのですけれども、見直しはできないということでしょうか。

○市長（長野恭紘君）お答えいたします。

議員御指摘の点につきましては、よく私も理解をしております。今、議会に対して、議員の皆様方に対してこの形で提案をさせていただいておりますので、この場でということは明言はできませんけれども、ただ、100年に1度の復興に対しての、復旧に対しての支援ということでございます。できることは何でもやるということで、提案理由の説明でも申し上げました。これは再三、私はどの場でも申し上げておりますし、しかも、より柔軟に運用をしていきたいというように思っておりますので、ぜひこういったことに関しましても、運用の中でまた相談をして検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○17番（平野文活君） 要綱で石垣は100万円までということを決めれば、その要綱以外のことを運用ですということではできないですよ。しかも、10億円という限度があるわけですよ。その範囲内のことだから、その石垣への、大金がかかった人たちへの支援をこの要綱の中で引き上げたとしても、その市の負担というのは変わらないわけですよ、新たにそれを負担、予算を組まなければいかぬということではないわけですから。ですから、住宅に対する支援と石垣に対する支援が、余りにも格差があり過ぎる。これはぜひ見直しをして、最終的な要綱をつくってほしいということを要望して、終わります。

○議長（堀本博行君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。上程中の議第71号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会開会のため、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（堀本博行君） 再開をいたします。

休憩中に各常任委員会を開会いたしましたので、その審査の経過と結果について、各委員長より順次御報告を願います。

（厚生環境教育委員会委員長・江藤勝彦君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（江藤勝彦君） 本日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第71号平成28年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

社会福祉課より、6月定例会で承認された、熊本地震に伴う災害見舞金及び災害被災者住宅再建支援金などの補正予算について、算定基準となる罹災証明書の申請件数が見込みを大幅に超え、不足が生じることが判明したため、補正予算を計上しているとの説明がなされました。

委員から、市税の滞納・未納者へは支給されているのか、また外構や墓石などは対象にならないのか、さらにアパートなどの場合は所有者が対象になるのかなどの質問がなされました。

当局から、被災された方々の生活拠点を確保し通常の生活に戻すことが主な目的であるため、全ての人を対象となるが、暮らしの基盤である住家のみが対象となり、またアパートなどについては実際にそこで暮らしていた方が対象であるとの答弁がなされました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会委員長・加藤信康君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（加藤信康君） 総務企画消防委員会に付託を受けました、議第71号平成28年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

政策推進課より、今後の震災復興及び不測の災害等に迅速に対応するため、予備費に6,180万円を計上、また、これに加え災害見舞金等の予算の追加や、地震被害に対する新たな復興支援として行う「べっふ復興建設券」発行事業に要する経費、これらの財源として、3億5,020万円を別府市財政調整基金から繰り入れるとの説明がなされ、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇)

○観光建設水道委員会副委員長(森 大輔君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、本日の本会議において付託を受けました議第71号平成28年度別府市一般会計補正予算(第5号)建築指導課関係部分につきまして、先ほど委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

本件補正予算案につきましては、当局から、この事業の目的が、熊本地震により損壊した家屋等の復旧を支援し、市民生活の速やかな回復を促すことにより、地域経済の活性化と別府の復興を図るものとし、当該事業に係る対象者や参加事業者の要件、さらには負担金の受け入れ先となる実行委員会の構成や委託事業先となる別府市総合振興センターにおける業務内容等について詳細な説明がなされました。

また、地震発生からこの事業開始までの間に補修工事等が完了した被災者にも公平な支援を行うため、遡及して適用される旨の説明があわせてなされた次第であります。

これに対し委員から、この事業に関し市民に対する広報はどのように考えているのかといった質疑がなされ、当局から、罹災証明を発行した方々に対してダイレクトメールでお知らせすること、また市報や市のホームページでしっかり広報していきたいとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、プレミアム分の25%の部分に関し、この25%に係る額が市民が受け取ることのできる金額になるのではないのかとの質疑に対し、執行部から、額面5万円の復興券を購入する場合であれば、実際の販売金額が4万円であり、残りの1万円分が25%相当額のプレミアム分に当たるとの説明がなされ、市民に誤解のないように丁寧な説明が必要であるとの要望がなされました。

また、委員から、「べっぶ復興建設券実行委員会」の構成に十分議論された様子がなく、不明確な部分があるとして、十分な協議を重ねた後、改めて当委員会にその内容を報告するよう要望がなされた次第であります。

最終的に議第71号平成28年度別府市一般会計補正予算(第5号)建築指導課関係部分につきましては、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(堀本博行君) これより、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 討論なしと認めます。よって、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、これより採決を行います。

上程中の議第71号平成28年度別府市一般会計補正予算(第5号)に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堀本博行君) 起立全員であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決

されました。

次に、日程第4により、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成28年第1回別府市議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成28年第1回別府市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時25分 閉会